

監第210号

令和3年（2021年）6月18日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部長

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止対策の徹底について（依頼）

このことについて、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版）」を踏まえた感染拡大防止対策を講じ、建設工事等を継続いただき感謝申し上げます。

この度、**他県の建設現場**において、下記のとおりクラスター事案が発生しましたので情報提供します。多くの作業従事者が工程にあわせて入れ替わって作業する建設現場特有の様態から感染が拡大したケースとなります。不特定多数が使用する現場事務所、作業員宿舎及び屋内の現場における感染防止対策については、特に徹底いただくよう貴団体会員に対して周知をお願いいたします。

記

【クラスター事案】

A現場の建設工事には、約70社の400～500人（うち県外約200人）の作業従事者が従事。5月に空調設備会社の作業従事者が罹患。数人までの陽性は当該空調設備会社内の作業従事者だったが、その後、内装工事の関連会社や作業の種類を越えて感染が拡大。作業従事者約400人のPCR検査を実施した結果、5～6月に35人の陽性が判明した。